

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本鳥類保護連盟（以下「この法人」という。）定款第46条第2項の規程に基づき、この法人の会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員はこの法人の趣旨に賛同し、後援する個人、企業あるいは団体とする。

(会員の種類及び会費)

第3条 この法人の会員は、個人会員及び法人会員で構成する。

2 個人会員は次のとおりとする。

- (1) 個人正会員とは、年額5,000円の会費を納入するもの。
- (2) 特別支援会員とは、年額10,000円の会費を納入するもの。
- (3) 学生会員とは、児童・生徒、学生等で年額3,000円の会費を納入するもの。ただし、学生資格を失った時点から、個人正会員に移行するものとする。

3 法人会員は、企業あるいは団体で1口（年額20,000円）以上の会費を納入するもの。

(入会)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、氏名、住所等の必要事項を記入した入会申込書を提出し、第3条に定める会費を納入することにより、随時入会することができる。

(退会)

第5条 退会を希望する者は、この法人に対して申し出を行うことにより、随時退会することができる。なお、退会の申し出については方法は問わないものとする。

(会員の特典)

第6条 この法人の会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 刊行する機関誌の受領。
- (2) 会員証、バッジ（新入会時のみ）、野鳥シート（新入会時のみ）の受領。
- (3) 野鳥等のふれあい及び環境保全に係わる各種情報の入手及び相談。

(会員の留意事項)

第7条 会員は、以下のことに留意するものとする。

- (1) 会員は、入会時に登録した名称、所在地、電話番号等の変更を行った場合は、速やかに申し出ること
- (2) 会費については、当期末までに次期分の納入手続きを行うこと
- (3) この法人の名誉を傷つけたり、信用を失墜させるような活動は行わないこと

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 第5条に定める退会手続きを行ったとき。
- (2) 2年以上会費の納入がないとき。
- (3) 第7条第3号に関して、会長が重大な影響があると認めたとき。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費については寄付金として扱い、原則これを返還しないものとする。

(会員の情報保護)

第10条 この法人は、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿等は、一切公開しない。ただし、会員にとって利益となる事項の情報提供については、会員の承諾を得て公開することができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成27年11月1日改定